

第V章 考 察

一 筑摩御厨について

今回の調査地付近に筑摩御厨の存在が推定できることは、第VI章で若干触れた。ここでは文献に現われる御厨について資料を抜き出し、その職制、規模、貢進物等を明らかにし、結びとしたい。

筑摩御厨について最も古い文献資料は、延暦十九年(800)五月十五日付太政官符(『類聚三代格』所収)で、

「筑摩御厨長一人

右檢案内件長元隸大膳職今被右大臣宣稱改隸内膳司」

とある。これによって延暦十九年にはすでに、筑摩御厨は機能しており、また当時宮内省大膳職に属していたものを、同省内膳司に移したことが知られる。

元慶七年(883)十月二十六日付太政官符(『類聚三代格』)所収には、

「応禁止内膳司進物所、並諸官、恣放贅人腰文幡事、

右得近江国解你、此国所在御厨、勢多、和邇、筑摩、及田上御網代等、所役倭人百六十四人、又皇太后宮職御網代、所役倭人卅人、或日次、或年料、一向潔斎、勤供御事、自此次外、何有贅人、而今件司所院宮等、不擇土浪人、恣放腰文幡、遍満國中、其数不少、如此之輩、心挾遁役、寄事供御、動凌弱民、害政之甚、莫過斯焉、望請官裁、上件御厨網代贅人之外、悉從停止者、右大臣宣、事之牙據、深背朝章、自今以後、一切禁断諸国准此」

とある。ここで近江国内には、勢多(瀬田)、和邇、筑摩の内膳司所属の御厨と、田上の網代とに所役倭人164人が課役を免除されている。また皇太后宮職所属の網代が設置されていたことも知られる。これらは日次、年料の贅物を進上していた。『延喜式』式部上条に、

「凡内膳司、近江、筑摩、御厨長歴。六年為_レ限。」

とあり、『延喜式』内膳司条には、

「凡筑摩長擇_二膳部中_一補_レ之。」

「造_二醬鮓鮓鮓各十石_一。味塩鮓三石四斗。

近江国筑摩厨所_レ進。

造缶州口。商布十八段。信濃麻一百斤。酒五斗。米一石。塩八石。醬大豆二石

五斗。」

とある。これより筑摩御厨の場合、御厨の長は膳部のなかより、6ヶ年を期限として任命されており、造醬・鮎鮓・鮎を各十石、味塩鮎三石四斗、造缶卅口、商布十八段、信濃麻百斤、酒五斗、米一石、塩八石、醬大豆二石五斗を貢進していたことが知られる。

『日本三代実録』仁和元年(885)九月七日程には、

「停近江国筑摩御厨長并調丁充係丁」

の勅命がだされたことが記されており、御厨は御厨長と調丁が運営していたことがうかがえる。

『權記』正暦五年(994)十月二十四日程に、

「物部承邦望申内膳司近江国筑摩御厨長息長光保秩満替文、即参右府令覧、相次参内奏事由、被勅命云、件光保明年可秩満云々、慥令勘可申左右之由云々」

とある。これによると明年、つまり長徳元年(995)に、御厨長である息長光保が任期満了となることを参内して奏し、再び御厨長に任ぜられたことがわかる。同書長保二年(1000)正月十九日程には、

「詣左府申近江国筑摩御厨長物部永邦任符可令作事」

とあり、長徳元年より6年後に御厨長が息長光保より物部永邦に変わっていることが知られる。ここで6年後というのは前記した、『延喜式』中に定められた期限と一致している。また再任された息長光保なる人物は他の資料に見ることはできないが、調査地周辺が古代豪族息長氏の本拠地であったことより、その一族であることにまちがいなからう。

『扶桑略記』延久二年(1070)二月十四日程に、

「永停_二近江国筑摩御厨_一。并今年許止_二同国日次御贄_一。又停_二一廃高砂御厨魚_一。令_レ供_二精進物_一。」

とあり、後三条天皇が勅旨をもって、筑摩御厨を停止し、ここに筑摩御厨の歴史はとじられたのである。

これに加えて、天平勝宝八年(756)五月二十二日付の太政官符に

「勅_二大膳職_一江人近江、若狭、紀伊、淡路、志摩等国、久代已来毎月常貢_二供御異味_一。今也太上天皇山陵永遷、云々」

とあり、奈良時代以前より久代にわたり、貢進していた国のあることが知られる。その中に近江国のあることは、注目できよう。延暦年間に存在が明らかな勢多・和邇・筑摩

の御厨は、この奈良時代までさかのぼれる可能性も考えられよう。

今回調査地より出土した遺物の半数は、御厨存在の明らかな、平安時代前半のものであり、文献、遺物の両面より調査地近辺に御厨が建てられていたことはまちがいない。

しかし遺物のもう半数を占める平安時代後期（11世紀後半～12世紀前半）のものは、御厨停止後のものであり、これが御厨機能が私的に（荘園）続くものなのか、それともまったく性格を異にする遺跡かは不明である。

これら文献、遺物に加えて、筑摩御厨を考えるうえで重要なものに、筑摩神社の存在があげられる。筑摩神社は式内社ではないが、仁寿二年(852)三月、伊夫岐神社と同格のの神位を授かっており、嘉吉元年(1441)の『興福寺官務牒疏』に

「筑摩神 在坂田郡筑摩浜、号今江寺、

神主式人、神人五人、社僧一人、

孝安天皇廿八^内年四月降臨神、太歳神宇賀魂神也、

仁明帝承和八^辛年、興福寺別所^{云云}、二十五邑土産神也、」

とあり、中世には興福寺の支配下におかれていた。

この筑摩神社の祭神は御食津神、大年神、宇賀野魂神の三柱である。とりわけ御食津神は朝廷の大膳職が祀る食物神であった。筑摩の神が食物の神であることは、御厨の設置されたことと、密接にかかわっているようである。

また毎年5月3日におこなわれる筑摩神社の祭礼、“鍋冠祭”（鍋釜祭ともいう）は、日本三大奇祭の一つといわれている。その昔渡御に奉仕する鍋冠りの婦女は褌を重ねた男の数だけ、鍋を冠って渡御することとなっていた。もしその数をごまかすと、神罰が下り全身しびれるか、冠っている鍋が破れるという。^{注①}このように“鍋冠祭”は婦女の貞操を守らせる祭として著名であるが、その根底には食物神と御厨と深い関係があったのではないだろうか。すなわち頭上に冠るものは食物を煮沸する鍋と釜であり、鍋に関しては、中世以後「筑摩の近江鍋」と呼称される特産物でもあった。^{注②}

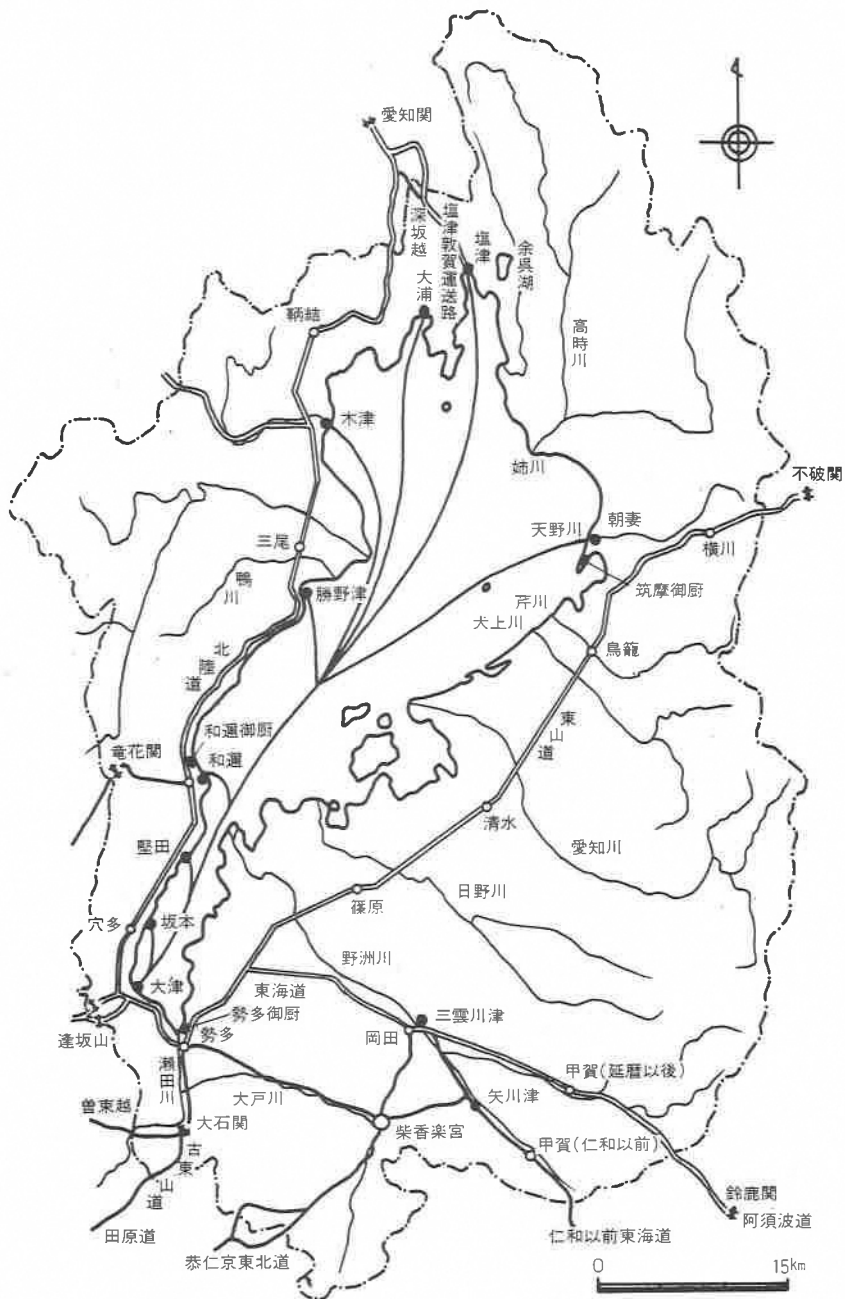
“鍋冠祭”は御厨、筑摩神社と密接にかかわり、中世以降在地の特産物として変容し、近世以降は婦女子の貞操を守るものにまで変容していったのであろう。

いまひとつ、筑摩御厨を考えるうえで重要なものとして、「朝妻湊」の存在がある。朝妻湊は『延喜式』中に塩津、海津、勝野とともに公認港として記載されており、古くより湖上交通の要衝であった。しかも湊の北接地には天野川が流れており、東山道、北陸道との接点でもあり、筑摩御厨に集められた貢進物の運輸にあたっては、当然この朝

妻湊が使われていたのであろう。

注 ①筑摩祭資料編さん委員会『筑摩の鍋冠祭』米原町教育委員会 1981

②戸田芳実「山野の貴族的領有と中世初期の村落」(『日本領主制成史の研究』)



第16図 古代近江の湖上・陸上交通路図

(足利健亮作図『角川日本地名大辞典』25滋賀県を参考に作成)